(下線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
畳表の日本農林規格	畳表の日本農林規格
(適用の範囲) 第1条 (略)	(適用の範囲) 第1条 この規格は、畳表(着色表及び青表を除く。)のうち、一枚物に適用する。
(定義) 第2条 (略)	(定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げると おりとする。
	用語定義
	原料いぐさ 刈取り後泥染め (いぐさを染土 (いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土をいう。) の懸濁液に浸漬する作業をいう。) を行った上で乾燥させた畳表の原料となるいぐさをいう。
	畳 表 いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの(上敷及びござの類を除く。)をい う。
	着 色 表 着色剤(染料及び顔料をいう。以下同じ。)による着色(色を定着させるための 樹脂加工を含む。以下同じ。)をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であって着 色剤による着色をしたものをいう。
	青 表 七島いを緯として製織した畳表をいう。
	長 物 連続的に製織した畳表であって、1畳分等(別表1の長さ以内をいう。以下同じ。) に相当するものとして切り加工を施していないものをいう。
	- 枚 物 連続的に製織した畳表であって、1畳分等に相当するものとして切り加工を施したものをいう。
	幅 側から側までの長さ(小目の部分を含み、耳毛の部分を除く。)をいう。
	長

(規格)

第3条 (略)

小	目	両側の目せき織り(1本糸で幅狭く織ることをいう。)をした部分をいう。
耳	毛	製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目から出ている部分をいう。
つき出	l	耳毛のうち、いぐさの根元部分をいう。
うら	毛	耳毛のうち、いぐさの先端部分をいう。
通織	ŋ	いぐさが織り幅を十分引き通るように製織することをいう。
1 m ³ 当たり 重量)の	一枚物の重量を 1 m ³ 当たりに換算したものをいう。
耳	糸	小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸(遊び糸)をいう。
麻	糸	麻のみを原料とした糸をいう。
綿	糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものをいう。

(規格)

第3条 畳表の規格は、次のとおりとする。

	Б /\	基		準
	区 分	特 等	1 等	2 等
品質	幅	別表 1 のとおりであるこ と。	同左	同左
貝	長 さ	別表 1 のとおりであるこ と。	同左	同左
	たて糸 (耳糸 を除く。以下 同じ。) の種 類	***	同左	同左
	たて糸の本数	別表 1 のとおりであるこ と。	同左	同左

織	ŋ	方	通織りをしたものである こと。	同左	同左
耳手長さ	毛の つき 出し		8.0㎝以上	5.0㎝以上	4.0㎝以上
		うら 毛	11.0㎝以上	8.0cm以上	7.0cm以上
1 m²	麻	単芯	0.92kg以上	0.87kg以上	0.80kg以上
m 当 た り	糸	2本 芯	0.96kg以上	0.91kg以上	0.84kg以上
の重	綿	単芯	0.88kg以上	0.82kg以上	0.74kg以上
量	糸	2本 芯	0.89kg以上	0.83kg以上	0.75kg以上
	麻糸及び 綿糸の2 本芯		0.93kg以上	0.88kg以上	0.81kg以上
水		分	13%以下	同左	同左
品位	色	色沢	いぐさ固有の色沢を有すること。	同左	同左
144	合い	色調	特に優良であること。	優良であること。	良好であること。
	,	色段	混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	変	色い	混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	* 大字 ジ	ざるい	特によいこと。	よいこと。	_

	地合い	特に密であること。	密であること。	同左
	糸切れ、 片ざしそ の他の織 り傷	全くないこと。	同左	同左
	仕上げ	優良であること。	良好であること。	おおむね良好であること。
	汚れその他の欠点	全くないこと。	同左	ほとんどないこと。
	端止め	容易にほつれないように 適切にしてあること。	同左	同左
示		() () () () () () () () ()	業者(輸入品にあっては、	輸入業者)の氏名又は名 っては、輸入業者)を表す
表	示の方法	方法により行われている (1) 種類 別表1の幅の欄に対 を記載すること。 (2) 等級	ること。 掲げる区分に応じ、同表の 寺等」と、1等にあってに けること。	で 2 世 0 に まっては 「

(測定方法)

第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方 法は、次のとおりとする。

|--|

と、綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸(以下「混紡綿糸」という。) の単芯のものである場合にあっては「混紡」と、混紡綿糸の2本芯のも のである場合にあっては「混紡W」と、純綿糸及び混紡綿糸の2本芯の ものである場合にあっては「綿混紡W」と、麻糸及び純綿糸の2本芯の ものである場合にあっては「麻綿W」と、麻糸及び混紡綿糸の2本芯の ものである場合にあっては、「麻混紡W」と記載すること。

(4) 原料いぐさの産地名

国産のものにあっては都道府県名を、輸入したものにあっては原産国 名を事実に即して記載すること。

(5) 格付年月日

次のいずれかにより記載すること。

ア 平成19年4月1日

イ 19. 4. 1

ウ 190401

エ 2007. 4. 1

才 07. 4. 1

カ 070401

(6) 製織地名

畳表を製織した場所の地名について、国産品にあっては都道府県名を、 輸入品にあっては原産国名を記載すること。

2 一括表示事項の項に掲げる事項の表示は、別記様式により、各畳表ごと に端止めから6cm以内の箇所にしてあること。ただし、当該事項を別記様 式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限 りでない。

表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。

- (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用
- (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示
- 2 製織に使用するたて糸について、別表2の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる 試験方法により測定した場合には、当該たて糸は、別表3に掲げる基準を満たさなければならな いものとする。

(測定方法)

第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方 法は、次のとおりとする。

	事	項			測	定	方	法		
--	---	---	--	--	---	---	---	---	--	--

1 ㎡当たり 重量) Ø	(略)
水	分	(略)
品	位	1年ごとに <u>日本農林規格等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第2条第3</u> 項に規定する登録認証機関(畳表についてのものに限る。)又は同項に規定する <u>登録外国認証機関</u> (畳表についてのものに限る。)の全てが協議して定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

別表 1 (略)

別表 2 (略)

1 ㎡当たりの 重量	畳表の短辺(左右の耳毛(うら毛に限る。)の端から端までをいう。)及び長さ を測定して面積を算出するとともに、畳表1枚の重量を測定する。算出した面 積及び測定した重量を基に次式により算出した重量を単位面積(1 ㎡)当たり の重量とする。
水分	電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。
品 位	1年ごとに <u>農林物資の規格化等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第2条</u> <u>第5項</u> に規定する <u>登録認定機関</u> (畳表についてのものに限る。)又は同項に規 定する <u>登録外国認定機関</u> (畳表についてのものに限る。)の全てが協議して定 める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

別表1 (第2条、第3条関係)

種	類	1 種	2 種	3 種
幅		95.0 (+) 0.5 cm	91.0 (+) 0.5 cm	89.0 (+) 1.0 cm
長	さ	103cmの整数倍 (ただし、 3倍までに限る。) (+)30cm	98cmの整数倍(ただし、 3倍までに限る。)(+)30cm	96cmの整数倍(ただし、 3 倍までに限る。) (+) 30cm
たて 糸の	単芯	134本	128本	126本
本数	2本芯	268本	256本	252本

(注) (+)を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2 (第3条関係)

たて糸の太さ	日本工業規格 L 1095 (2010) (以下「一般紡績糸試験方法」という。)の9.4.1 正量テックス及び番手により求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り 強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の9.5.1 J I S 法の a) 標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強

別表3 (略)

別記様式 (略)

	さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の9.5.1 J I S法のa)標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比(麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5 N時)をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の9.15より数の9.15.1 J I S法により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030 - 2 (2012) (繊維製品の混用率試験方法一第2部:繊維混用率)の5.9.2正量混用率 a) 2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別表3 (第3条関係)

たて糸の種類	基				
	太さ (正量番手)	引張り強さ (N)	伸び率 (%)	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率(%)
麻 糸	麻番手5番手(ジュート番手9.6番手)の太さ以上	49.0以上	5.0以下(切 断時)	_	_
綿糸	綿番手20番手の太 さ以上	27.5以上	12.0以下(24 .5N時)	4以上	50未満

別記様式(第3条関係)

種 等 たて糸の種類 原料いぐさの産地名 格付年月日 製織地名 製造者

備考